

[事案 2019-297] 既払込保険料返還請求

・令和 2 年 9 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反をしていないことを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右変形性股関節症により入院し手術を受けたため、平成 30 年 7 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 告知時に、告知義務違反をしたつもりはない。
- (2) 平成 31 年 4 月に給付金を請求してから、同年 7 月に契約が解除されるまでの保険会社による調査期間中も、保険料を取られた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、不告知については、申立人による故意または重大な過失が認められるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日前日に、A 病院で「右変形性股関節症の疑い」と診断されて B 病院の紹介を受けているが、このことを告知していない。
- (2) 申立人は、少なくとも平成 25 年 6 月から平成 30 年 6 月までの間、3 か月に 1 回程度、「うつ病」により C 病院に通院し投薬を受けているが、このことを告知していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方で、申立人に故意または重大な過失がなかったとは認められず、また、保険会社による調査期間中の保険料返還も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。